

「もてなしの阿波とくしま観光基本条例の改正案」 について、県民の皆様のご意見を募集します。



平成21年に「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」が制定されて以降、人口減少の加速やデジタル化の進展、社会経済情勢の変化、旅行者のニーズの多様化とともに、コロナ禍を経て、インバウンドを中心とする観光需要が急速に回復するなど、観光は新たな局面を迎えています。

観光は地方創生の切り札であり、国においても、「持続可能な観光*」や「地方誘客促進」が重視される中、国内外の観光需要を確実に本県に取り込むためには、観光地域づくり法人を中心とした地域の果たすべき役割がますます重要になってきます。

そこで、徳島県議会では、時代に即した本条例の改正（見直し）を検討しており、この度、これまでの検討状況を踏まえた改正案を取りまとめました。

今後、より多くの皆様のご意見を伺い、反映させることで、より良い条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

*「持続可能な観光」とは

観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分配慮した観光を意味します。

1 ご意見の提出期限

令和6年11月29日（金）～ 令和6年12月27日（金） ※必着

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/gikai/gikaigaiyou/kousei/seisakujourei/7245229/>

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県議会事務局政策調査課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-655-2530 徳島県議会事務局政策調査課あて

④持参の場合

徳島県庁舎東側の議事堂1階 議会事務局政策調査課まで
（午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く））

※電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。



3 お問い合わせ先

徳島県議会事務局 政策調査課 政務調査担当

TEL：088-621-3009 FAX：088-655-2530

メールアドレス：gikaijimukyoku@pref.tokushima.lg.jp



Q 1 「もてなしの阿波とくしま観光基本条例の改正案」って どんな内容？

コロナ禍を経て観光を取り巻く状況が大きく変化した中で、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体などの様々な主体が、情勢の変化に的確に対応した新たな共通認識のもと、協働して、国内外の観光旅行者から選ばれる持続可能な観光をより一層推進することができるよう必要な事項を追加しています。

【主な改正内容】

<前文>

- ・「にし阿波の傾斜地農耕システム」を、伝統的な文化や産業の一例に追加
- ・「四国遍路」を本県を代表する魅力的な観光資源の一例として追加

<第2条（定義）>

- ・第4号以下に「持続可能な観光」等に関する定義を追加

<第3条（基本理念）>

- ・「県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること」の実現を目指すことを基本理念として追加

<第6条・第7条・第8条（県民・観光事業者・観光関係団体の役割）>

- ・「基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努める」ことを県民、観光事業者、観光関係団体の役割として追加
- ・第8条第4項に、観光地域づくり法人を追加

<第9条（観光振興基本方針）>

次の内容を追加

- ・第1号：観光資源の磨き上げ等について
- ・第4号：観光コンテンツを生かした魅力ある教育旅行の誘致促進について
- ・第5号：本県ならではのおもてなしの心の^{かんよう}涵養について
- ・第6号：本県の魅力の戦略的発信による認知度の向上について
- ・第8号：持続可能な観光地域づくりの促進について
- ・第9号：外国からの観光旅行者の誘致を図るための広報宣伝等について
- ・第10号：中国地方との連携について

【改正時期（予定）】

令和7年3月



Q 2 どんな意見を出せばいいのですか？

「もてなしの阿波とくしま観光基本条例の改正案」を、ご一読の上、修正や新たな記述が必要と思われる事項など具体的なご意見、御提案をお寄せください。

（条例の改正案については、別添資料（新旧対照表）を参照してください。）



Q 3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例の改正にあたり、徳島県議会において、十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。